

速報重要判例解説

【No.2003-005】

原告たる債権譲受人によって義務履行地である自己の住所地を管轄する東京地裁に訴訟が提起されたものの、銀行取引者の一般的期待、附加的合意管轄の存在などを理由として、被告たる債務者らの住所地を管轄する奈良地裁への民訴訟17条に基づく移送が認められた事例

【文献番号】	28082057
【文献種別】	決定 / 東京高等裁判所 (抗告審)
【判決年月日】	平成15年 5月 22日
【事件番号】	平成15年(ラ)第 794号
【事件名】	移送申立却下決定に対する抗告事件
【裁判結果】	原決定取消し・移送申立認容
【裁判官】	浅生重機 及川憲夫 竹田光広
【参照法令】	民事訴訟法4条・5条・17条・20条 民法484条・485条 商法516条

《本件決定についての解説》

1. 事実の概要

抗告人会社Aは、C銀行から、平成6年12月に手形貸付の方法により1億円の貸付を受け、平成12年8月31日の手形書替の際には、その債権額が6680万円となっていた。本件貸付は、C銀行奈良支店の取扱いであり、その各手形の支払場所も同支店とされており、抗告人会社AとC銀行との銀行取引約定書には、その約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、同銀行本店あるいは同銀行奈良支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする旨の定めがあった。

相手方は、平成14年9月30日、C銀行から、同債権の残元金6420万円(本件債権)の譲渡を受け、同年10月2日には、抗告人会社Aにその旨の譲渡通知を行った。その後、相手方は、抗告人Bは、上記手形貸付を含む抗告人会社AのC銀行に対する債務を連帯保証していたと主張して、抗告人らを相手どり、本件債権の内金1600万円とこれに対する遅延損害金の支払いを求めて本訴を自己の住所地を管轄する東京地裁に提起した。

これに対し、抗告人らは、主に抗告人Bの保証責任を争うとともに、本訴を奈良地裁に移送することを申し立てた。しかし、原決定は、C銀行から相手方に譲渡された本件債権の弁済の場所は、別段の意思表示が存在しない限り、相手方の現時の住所(民法484条)となることは当然の事理であるとして、抗告人らの移送申立てを却下した。

そこで、抗告人らは、東京高裁に抗告を申し立て、C銀行と抗告人らとの間では、本件債権の弁済の場所は、C銀行奈良支店と定められていたのであるから、本件については、民法484条が適用される余地はなく、債権譲渡があっても、債権は同一性を失わずに移転するのであるから、弁済場所の定めは譲受債権者を拘束するものであり、債権譲受人の住所が弁済の場所になることはあり得ないし、債権譲渡通知に対し、特段異議を述べなかったからといって、債務者が弁済の場所等の変更を容認したといえないことは明らかであるなどと主張した。また、抗告人らは、原決定は、本件について保証責任を争う抗告人Bが東京地裁に出頭を余儀なくされる負担は、過大なものではないとしたが、その負担の程度はともかく、本来、奈良地裁で審理を受け得る同抗告人が管轄もない東京地裁に出頭を余儀なくされる理由はないとの主張も行った。

本決定は、本件移送申立てを却下した原決定を失当として取り消し、本件本案事件を奈良地裁に移送するとの決定を行った。

2. 決定の要旨

「2 本件のような金銭債権の弁済場所は、別段の意思表示なき限り、債権者の現時の住所で

ある（民法484条）。そして、債権の弁済時までには債権者の住所変更があった場合、債権者の現時の住所とは、当初の住所ではなく弁済時の新住所とされるのと同様に、債権譲渡があった場合、その債権の履行場所は新債権者の住所地となると解される。

原告人らは、C銀行と原告人らとの間で、本件債権の弁済の場所は、同銀行奈良支店と定められていたところ、債権譲渡があっても、債権は同一性を失わずに移転するのであるから、弁済の場所の定めは譲受債権者を拘束し、債権譲受人の住所が弁済の場所になることはあり得ないと主張する。

確かに、本件債権は、手形貸付けによるものであり、その手形の支払場所はC銀行奈良支店とされていたこと、また、本件のような銀行取引に伴う債権については、その取扱いをした銀行の本支店の店舗所在地をもって履行場所とするのが一般であることなどからすれば、本件債権については、弁済場所に関する別段の意思表示があったとみることも可能である。

しかし、当事者間で明示の約定があったわけではなく、別段の意思表示があったと断定することも困難である。そこで、以下は、この別段の意思表示があることを前提としないで検討する。

そうすると、本件債権の弁済場所は相手方の住所地であるとみる余地が大きく、その住所地を管轄する東京地方裁判所が義務履行地の管轄権を有することになる。

3 しかし、他方、本件の銀行取引に基づく訴訟については、上記1のとおり、C銀行本店あるいはその奈良支店の所在地を管轄する裁判所（名古屋地方裁判所あるいは奈良地方裁判所）を管轄裁判所とする旨の管轄の合意がある。

このような管轄の合意（附加的な管轄合意と認められる。）は、訴訟法上の合意ではあるけれども、内容的にはその債権行使の条件として、その権利関係と不可分一体のものであり、いわば債権の属性をなすものである。そして、本件のような記名債権においては、その属性、内容は当事者間で自由に定めうるものであるし、その譲渡の際には、それらの属性、内容はそのまま譲受人に引き継がれるべきものである。とすれば、本件債権について上記の管轄合意の効力は、相手方にも及ぶことになる。そして、本件債権は、C銀行の奈良支店が行った手形貸付けに基づくものであることからすれば、上記管轄合意によって本来的に予定されていた管轄裁判所は、奈良地方裁判所であると認めるのが相当である。

また、原告人らの普通裁判籍も、その住所地である奈良地方裁判所である。

4 そこで、本件の本案訴訟を東京地方裁判所と奈良地方裁判所のいずれで審理すべきかについて検討する。

..... 本件の主たる争点は、原告人Bの保証責任の有無であると考えられる。そうすると、本案事件の審理に際しては、原告人Bの本人尋問のほか、その取扱支店であったC銀行奈良支店の担当者らの証人尋問が必要になる可能性が高いが、同原告人はもちろん、証人予定者も奈良市あるいはその周辺に住所を有すると考えられる。

このようにみえてくると、本案事件の審理の便宜という面では、東京地方裁判所よりも奈良地方裁判所の方が優っていると認められる。

また、債権譲渡に伴い、その義務履行地が新債権者の住所地に変更されるとみるべきこと、それは本件債権についても基本的に同様であると考えられることは上記2のとおりである。しかしながら、銀行取引をする者にとっては、通常、その銀行の取引店舗あるいは本店を履行場所として考えるのが一般であろう。そうすると、このような新債権者の住所地が債務の弁済場所とされ、このような義務履行地に基づいて管轄裁判所が決定されることは予想外の事態であり、それによって、債務者の被る不利益は多大なものと考えられる。それは、本件についても同様であるが、このような不利益を原告人らが甘受すべき合理的理由は乏しい。また、これは上記3のような管轄についての合意の趣旨にも反するものである。なお、本訴は、手形貸付けの原因債権の譲渡に伴う履行請求であるが、それと表裏一体の関係にある手形債権の行使の場合には、その債権は取立債権であり、その義務履行地は、債務者の営業所又は住所ということになる（商法516条2項）点も考慮されなければならない。

5 以上のようにみえてくると、本件について、東京地方裁判所に管轄権があるとしても、本件については、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、本案事件を原告人らの住所を管轄する奈良地方裁判所に移送する必要があると認められる。」

3．本件決定についてのコメント

1．はじめに

本件は、金銭債権を譲り受けた新債権者たる相手方が、みずからの住所地を義務履行地（民法484条）として、その住所地を管轄する東京地裁に譲受債権の一部の支払いを求めて本訴を提起したのに対して、原告人らが、合意管轄裁判所であり、みずからの住所地を管轄する裁判所でもある奈良地裁への移送を申し立てた事案である。本決定は、金銭債権が譲渡された場合には、その義務履行地は譲受人たる相手方の住所地になると解されるとして、その住所地を管轄する東京地裁が管轄権を有することを認めながら、原告人らの主張を容れ、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」、本件本案事件を奈良地裁に移送する必要があると認められる

として、移送申立てを却下した原決定を取り消し、移送申立てを認容した。

一般に、訴訟当事者は、いかなる地で裁判が行われるのかにつき重大な利害を有している。特に、訴訟当事者双方が遠隔の地にある場合には、一方の当事者にとって便宜な地での裁判は、往々にして、他方の当事者にとっては不便な地での裁判となる。不便な地での裁判では、当事者をして、十分な主張立証を尽くすことを困難なものとし、時には裁判自体を断念せざるを得ない状況に追い込むことにもなりかねない。民事訴訟法は、これら当事者の利害を調整するべく、裁判の適正・迅速とともに、当事者間の公平や訴訟追行上の便宜などの観点から土地管轄分配を行っている（民訴法4条以下参照）。しかし、当事者や事件との関連地点を指し示す裁判籍は、本件を例にとってみれば、被告の住所地（民訴法4条）義務履行地（民訴法5条1号）のように、一つの事件につき複数認められるのが一般的である。しかも、本件のように、法定管轄裁判所のみならず、当事者の管轄合意により管轄裁判所が附加されている場合もある。これら競合する管轄裁判所のうちいずれの裁判所を選択するかは、もっぱら訴訟を提起する原告の判断に委ねられている。

しかしながら、原告は、通常、訴訟追行上の便宜の観点を中心として、管轄が認められる裁判所のなかから、みずからにとってもっとも有利であると思われる裁判所を選択して訴訟を提起することになる。この原告の独善的ともいえる管轄選択は、時として、被告にとっては、遠隔の地にある裁判所での訴訟追行を強いられることになったり、裁判所としても、証人などが遠隔地に居住していたり、検証物が遠隔地に存在しているなどのために、審理を思うように進めることができないなどの不都合を強いられることになる。

そこで、民事訴訟法は、原告によって選択された裁判所で審理を行うことが、訴訟を著しく遅滞させたり、原被告間の衡平を害することになったりするような場合には、他の法定管轄裁判所や管轄合意された裁判所に事件を移送する制度を用意して、迅速に事件処理を行うという公益的要請に応えるとともに、原被告間の管轄地をめぐる利害の調整を図ろうとしている（民訴法17条参照）。しかし、民訴法17条の移送要件の設定はきわめて抽象的なものであり、個々の事案に即した処理を可能とする反面、その適用基準の曖昧さゆえに、当事者をして予測を困難ならしめており、決定例の集積による一般的な基準設定に期待が寄せられている。

以下では、本決定が移送を認めるに至る過程で考慮した事情及びそれらの総合的判断ともいうべき結論につき検討することとするが、本件では移送認否判断の前提問題として、債権譲渡と裁判管轄、管轄合意の解釈及び、管轄合意の第三者効の問題があるので、これらの前提問題について順次検討した後に、移送の問題について考察検討したい。

2. 債権譲渡と裁判管轄

（1）義務履行地と裁判管轄 民事訴訟法は、義務履行地に裁判籍を認め、義務履行地を管轄する裁判所に管轄権を認めている（民訴法5条1号）。義務履行地の特定については、実体法によって規律されるべき事柄であり、民事訴訟法は実体法による規律を前提として、裁判管轄権を決定しているにすぎない。民法は、義務履行地について、当事者の定めるところに委ねているものの、特段の定めがない場合には、特定物の引渡以外の債務にあっては、持参債務の原則により、債権者の現時の住所地（債務成立時または履行期における住所地ではなく、現実に債務を履行する時の住所地）をもって義務履行地であると定めている（民法484条。なお、商行為によって生じた債務については、商法516条参照）。

これにより、本件のような金銭債権の支払いを求める民事訴訟は、特段の定めがない限り、被告の住所地（民訴法4条）のほか、義務履行地たる原告の住所地（民訴法5条1号）を管轄する裁判所に提起することができることになる。このように、民法上、特定物の引渡以外の債務に関する訴訟に関しては、特段の定めがない限り、債権者の住所地が義務履行地とされているため、普通裁判籍を被告の住所地として被告住所地主義（「原告は被告の法廷に従う」との原則）を採用し、被告の保護を図っているにもかかわらず、現実的には、原告住所地主義に取って代わられている[1]。

（2）債権譲渡による義務履行地の変更 本件のように、金銭債権が譲渡された場合に、義務履行地（履行場所）が何処になるのかについて、判例・通説は、新債権者たる債権譲受人の住所地が義務履行地になると解している。

すなわち、判例は、債権が譲渡された場合には、債権者が住所を移転した場合に新住所地が義務履行地となるのと同様に、新債権者たる債権譲受人の住所地が義務履行地になると解し、債権譲受人の住所地が義務履行地になることによって、弁済費用が増加することによる債務者の不利

益は、民法485条但書を類推して債権譲受人に弁済費用の増加額を負担させることによって調整されるという[2]。

学説上は、同一債権者の住所の移転の場合と異なり、債権譲渡による住所の移転は容易に転々で行われ得るものであり、単なる増加費用の負担をもっては相殺されることのない苦痛を課せられることにもなりかねないことから、債務者は、債権譲渡によって不利益を及ぼされるべきでないことが鉄則であり、民法468条2項によって債権譲渡人の住所が履行地であるとの主張をなすべきものであるとの見解[3]も見られるものの、おおむね判例の立場と同様の立場に立っているものと解される[4]。

(3) 義務履行地の変更と債務者の実体法的保護：増加費用負担 上記のように、債権譲渡があった場合にも、債権者の住所地が変更された場合と同様に考えて、あくまでも、債権者、すなわち譲受人の現時の住所地を義務履行地とするものと解されているが、このように解するのは、債権者側の便宜を図るためであると思われる。仮に、債務成立当時における住所地をもって、義務履行地として固定してしまうとすると、債権者は受領遅滞となることを回避するために、同地において何らかの手当てをしておかねばならず不都合であるばかりでなく、債権の流動性そのものを阻害することになりかねない。もちろん、債権者側の住所地変更に伴う義務履行地の変更は、債務者に弁済費用の増加という不利益をもたらすことも考えられるが、債務者としては増加額につき債権者側に負担してもらえれば、義務履行地が変更しても特段の不利益はないといえる。そこで、民法485条但書は、債権者側の住所地変更に伴う義務履行地の変更によって、債務者に弁済費用が増加した場合には、債権者側にこれを負担させることによって、債権者側の便宜を図る一方で、債務者に不利益が及ばないように調整を図っているものと解される。

しかし、手続法の局面においては、このような実体法における債権者側の住所地変更に起因して生じる義務履行地をめぐる問題処理方法では、債権者・譲受人と債務者間の利益調整を十分に行うことはできないものと思われる。債務者は、債権者が住所を変更し、あるいは債権が譲渡されなければ旧債権者の住所地を管轄する裁判所において訴訟追行することが可能であったのに、債権者が住所を移転し、あるいは債権が譲渡されたばかりに遠隔の地にある裁判所での訴訟を強いられることになる場合もある。

たしかに、債務の弁済を怠ったために、訴訟を提起された債務者こそが非難されるべきであり、変更された義務履行地にて訴訟追行しなければならないのも自ら招いた結果であるといえなくもない。しかし、微妙な法律上の問題を孕んでいたり、事実関係について争いがあるため、債務者の方で債務の存否や金額について争っているような場合には、単純に債務者の自ら招いた結果であり、遠隔の地での訴訟追行もやむを得ないと言い切れないであろう。遠隔地にある裁判所での訴訟は、弁護士に対する旅費や自らの出頭のための費用等を増加させるなど経済的にも大きな負担を強いることになるが、それらの費用のうち増加した部分を債権者側の住所変更により増加した弁済費用として民法485条但書に基づき請求することは難しいであろう。また、遠隔の地での裁判は、経済的な負担を増大させるにとどまらず、金銭的評価が容易でない精神的、時間的、労力的な負担をも強いることになる。通常、弁済が一回的な行為であるのに対して、訴訟追行は一定期間にわたる反復的継続的な行為であり、その負担は弁済の場合に比べて比較にならないものであろう。

(4) 裁判籍の変更と債務者の手続法的保護：移送 民事訴訟法は、事件の内容を問わず、訴訟の円滑な進行を確保するとともに、原被告間の管轄地をめぐる利害調整のために、移送制度(民訴法17条)を用意している。それゆえ、債権者側の事情により、義務履行地が変更され、それによって遠隔の地での訴訟を余儀なくされるなどして、債務者が時間的、労力的、経済的に多大な負担を強いられ当事者間の衡平を失するような場合には、移送によって債権者・譲受人と債務者間の管轄地をめぐる利害の調整が図られることが予定されているといえる。

実際、旧民訴法31条のもとにおいては、債権者が、債務成立後に住所を札幌市から東京都に移転し、貸金等支払請求訴訟を東京地裁に提起したところ、債務者が札幌地裁への移送を申し立てた事案において、従来の債務者たる被告の住所地と債権者の住所地が同一であって、被告の普通裁判籍と義務履行地の裁判籍とが同一であったものが、債権者の住所移転その他の事由により、義務履行地の裁判籍が他に移動し、それによって債務者に新たな負担が生ずる場合には、弁済費用の増加額を債権者に負担させる民法485条但書の規定の趣旨を考慮して、裁判籍の移動によって債務者に損害を生ずる恐れがあるときは、その損害を避けるために、変動後の義務履行地の裁判所に提起された訴訟を旧民訴法31条により他の管轄裁判所に移送することができるとの判断が示されている[5]。

なお、本件においては問題とならないが、金銭債権の支払いを求める訴訟であると否にかかわらず、被告の住所地（民訴法4条）には普通裁判籍が認められるが、債務者が住所を変更することも稀ではない。債権者は、通常、自己の住所地である義務履行地を管轄する裁判所に訴訟を提起するものと思われるので、債務者の住所地変更に伴い債権者の訴訟追行上の負担が増加するという問題はほとんど現実性を帯びないようにも思われる。しかし、実際問題として、たとえば、債権者が自己の住所地たる義務履行地を管轄する裁判所を選択したのに、債務者から自己の住所地を管轄する裁判所への移送が申し立てられた場合には、債務者の住所変更により債権者の負担が増加するという問題が顕在化することになる。すなわち、債務者の新たな住所地が当初の住所地よりも債権者にとって遠方の場合、債権者に負担増をもたらす可能性があり、移送判断を行う際の一要素として考慮される必要がある場合もあるだろう[6]。

3. 管轄合意の解釈

（1）管轄合意の許容性 本来、公益上の要請から法令によって専属管轄とされている場合（たとえば、請求異議の訴え（民執法35条・19条）、離婚の訴え（人訴法1条）など）を除いて、土地管轄は裁判の適正・迅速とともに、当事者間の公平や訴訟追行上の便宜などの観点から定められており、また管轄合意により特定の裁判所への事件の過度な集中が起こることも考え難いことから、当事者の意思を尊重すべく、当事者は第1審に限り土地管轄、事物管轄の双方につき、裁判所を定めることができるものとされている（民訴法11条）。

しかし、従来から、管轄合意、特に本件のような銀行取引約定書や普通保険約款などのさまざまな約款における合意管轄条項の効力をめぐってはしばしば争いとなっていた。これは、銀行取引約定書や普通保険約款などにおける合意管轄条項が、通常は、銀行や業者の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所と定めるものであり、消費者にとっては一般に不利な内容となっていたからである。たしかに、銀行や業者としては、大量の取引を効率的に処理するために、訴訟となるような案件は本店等で一括して処理することにしておくことが便宜であることは認められるが、それにより消費者が一方的に不利な立場に置かれることは容認し難い。しかも、旧民事訴訟法のもとでは、合意管轄が、専属的合意管轄であるとする、損害・遅滞を避けるための移送を定めていた旧民訴法31条が「其ノ専属管轄ニ属スルモノヲ除ク」と規定していたために、原被告間にいかようの不公平が生じようとも、移送ができるかについて疑義があったからである[7]。

（2）管轄合意の解釈 そこで、旧民事訴訟法のもとにおいては、裁判例・学説は、いわば対等とはいえない当事者間でなされた管轄合意について、さまざまな解釈論を展開することによってその効力を制限しようとしてきた。

従来の通説ともいえる見解は、管轄合意が専属的と明示されていない場合にあっては、意思解釈によってこれを決しなければならないとし、競合する法定管轄裁判所のうちのひとつを合意管轄裁判所として定めている場合にのみ、専属的管轄合意（他の法定管轄裁判所をすべて排除し、合意された裁判所のみを管轄裁判所とする旨の合意）として認め、法定管轄裁判所以外の裁判所が合意管轄裁判所とされている場合には、附加的管轄合意（法定管轄裁判所に加えて、合意した裁判所でも訴訟を可能にする旨の合意）であると解したのである[8]。

このような通説的見解に対しては、当事者が、管轄裁判所を合意した以上、合意された裁判所が法定管轄裁判所であろうとなかろうと、附加的ないし競合的合意と解すべき事情がない限り、専属的合意管轄の定めと解するのが当事者の合理的な意思解釈であるとする見解も有力に主張されていた[9]。また、これとは対照的に、裁判例には、管轄約款が専属的か、附加的か明確でない場合には、むしろ一般契約者の利益に解釈すべく、附加的合意管轄の定めと解すべきであるとして、管轄合意の効力を制限しようとするものもみられた[10]。

（3）本決定の立場と事案の特殊性 本件では、抗告人会社AとC銀行との間で取り交わされた銀行取引約定書により、その約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、同銀行本店あるいは同銀行奈良支店の所在地を管轄する裁判所（名古屋地裁あるいは奈良地裁）を管轄裁判所とする旨の管轄合意がなされていたが、本決定は、抗告人会社AとC銀行との間の管轄合意をもって、附加的な管轄合意であるとの認定を行った。

本決定が、上記見解のうち、いかなる立場に立って、抗告人会社AとC銀行との間の管轄合意を附加的合意管轄であると性格づけたのかは必ずしも明らかではない。抗告人会社AとC銀行との間の管轄合意においては、法定管轄裁判所である奈良地裁を合意管轄裁判所のひとつに指定し

てはいたものの、法定管轄裁判所以外の裁判所である名古屋地裁をも併せて合意管轄裁判所とされていたことから、従来の通説の立場に従っても、一般契約者の利益に解釈すべしとの立場に従っても、附加的合意管轄であると性格づけることは可能であるからである。

ところで、従来の通説的見解にしる、一般契約者の利益に解釈すべしとの見解にしる、有力説がいうように、管轄合意がなされた以上、専属的合意管轄の定めと解するのが当事者の合理的な意思表示であると解せられるにもかかわらず、あえて附加的合意管轄の定めであると解釈してきたのは、約款等作成者らと対等の立場にあるとはいえない顧客や消費者を保護するためであったと思われる。しかし、本件では、顧客たる原告人らが管轄合意で定められた奈良地裁への移送を申し立てており、原則に戻って管轄合意を専属的合意管轄の定めであると性格づけることも可能であったようにも思われる。

もちろん、現行民事訴訟法のもとでは、専属的合意管轄がなされていても、他の法定管轄裁判所への移送が可能であることが明文をもって明らかにされ（民訴法20条・17条）その裏返しの問題として専属的合意管轄に反して、法定管轄裁判所に訴訟が提起された場合であっても、民訴法17条を類推適用して、訴えが提起された法定管轄裁判所でそのまま審理を続けることが許されると解されている[11]。このように、たとえ専属的管轄合意がなされているとしても、他の法定管轄裁判所への移送が許され、あるいは提訴された法定管轄裁判所での審理をそのまま続けることが許されるとする現行法のもとでは、合意管轄が、専属的合意管轄か、附加的合意管轄かを区別する重要性は失われたものと解することもできないでもない[12]。しかし、理論的にはともかくとして、実際的な問題として、専属的合意管轄がなされている場合には、附加的合意管轄がなされているにすぎない場合と比べて、移送を認めることに対して積極要因として、あるいは提起された法定管轄裁判所での審理をそのまま続けることに対して積極要因として作用する可能性があり、両者の区別はなお意味を持ち得るものと思われる[13]。

顧客や消費者が合意管轄を積極的に援用する場合には、原則に戻して専属的合意管轄であると解することに対しては、同じ合意管轄でありながら、業者等が合意管轄を主張する場合には附加的合意管轄とされるのに、顧客や消費者が合意管轄を主張する場合には専属的合意管轄と扱うことの整合性が問われるかもしれない。しかし、あくまでも、顧客や消費者の救済のために、技巧的ともいえる解釈により、附加的合意管轄と性格づけていることを考えれば、顧客や消費者が合意管轄を積極的に援用する場合には、原則に戻って専属的合意管轄であると解してもよいのではないだろうか。

このように解したからといって、みずから約款等を作成した当事者（及び債権譲受人）にとつては不利益はないものと思われるし、不利益であったとしても附加的合意管轄である旨主張することは禁反言により許されないものと考えられる。もちろん、移送の認否の判断において移送を積極的に認める一要素として実質的に考慮されれば十分であるともいえるが、曖昧なままに移送の認否判断のなかに埋没させることなく、合意管轄の問題として明確な形で扱っておく必要もないとはいえないであろう。

4. 管轄合意の第三者効

本件における管轄合意が、専属的合意管轄と性格づけられる場合であっても、あるいは附加的合意管轄と性格づけられる場合であっても、管轄合意は原告人会社AとC銀行との間で行われており、そもそも管轄合意の効力が譲受人たる相手方に及ぶものかという問題がある。本決定は、管轄合意は、訴訟法上の合意ではあるけれども、内容的にはその債権行使の条件として、その権利関係と不可分一体のもので、いわば債権の属性をなすものであり、本件のような記名債権の譲渡の際には、それらの属性、内容はそのまま譲受人に引き継がれるべきものであるとして、原告人会社AとC銀行との間の管轄合意の効力は譲受人にも及ぶとした。

管轄合意は、訴訟法上の効果を発生させる訴訟行為であり、訴訟行為の効力は、訴訟行為を行った者及びその一般承継人にのみ及ぶのが原則である。しかし、管轄合意は、それによって訴訟法上の効果が発生するものとはいえ、これを実体法的に見れば、権利行使に一定の条件を付すものとして、その権利関係に付着した実体的利害を変更するものといえる。それゆえ、訴訟物たる権利関係が当事者間でその実体的内容を自由に定め得る性質のものである場合には、管轄合意の効果もその内容変更の一場合とみることができるので、当該権利関係の特定承継人も既に変更された権利関係を承継したものであるとして、当事者のなした合意に拘束されると一般に解されている[14]。

本決定は、従来の裁判例・学説同様、記名債権の譲渡の際には、債権行使にあたり条件が付せ

られているという債権の属性・内容はそのまま譲受人に引き継がれるべきものであるとして、管轄合意と第三者効の問題を訴訟法レベルではなく、実体法レベルの問題として捉えることによって処理したものといえる。

5. 著しい遅滞を避ける等を理由とする移送（民訴法17条）と移送要件

（1）本件における移送の種類 相手方たる譲受人は、管轄合意により合意された、C銀行の本店所在地である名古屋地裁あるいは本件取引を取り扱ったC銀行支店所在地であり、原告人らの住所地でもある奈良地裁にも管轄が認められるところ、義務履行地である譲受人の住所地を管轄する東京地裁に本訴を提起した。これを受けて、原告人らは、管轄合意により合意され、原告人らの住所地でもある奈良地裁への移送を申し立てたのである。

原告人らは、C銀行との間でC銀行奈良支店を弁済場所とする約定があったとして、相手方住所地は義務履行地たり得ないとの主張をしており、管轄違いを理由とする移送（民訴法16条）をも求めたものと解せられるが、弁済場所の約定の存在は否定され、遅滞を避ける等を理由とする移送（民訴法17条）が認められるべきかに焦点は絞られたのである。

（2）移送制度の趣旨 民訴法17条は、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」必要があると認められるときには、当事者の申立てにより、または職権で訴訟の全部または一部を管轄権を有する他の裁判所に移送できるものと定めている。

複数の裁判所に競合的に管轄権が認められる場合に、いずれの裁判所で裁判を行うかは、原則として、原告の選択に委ねられている。しかし、一般に、原告は、もっぱら訴訟追行上の便宜等の観点からみずからにもっとも有利と思われる管轄裁判所を選択するために、原告の選択した裁判所において審理・裁判をしなくてはならないとすると、往々にして、証人の居住地や検証物の存在地から遠隔の地にあるために出頭確保や検証の実施がままならず、訴訟が著しく遅滞することにもなりかねない。また、被告は、その住所地から遠隔の地にある裁判所への出頭のため費用や弁護士の旅費などの経済的負担はもちろんのこと、精神的、労力的な負担も負わねばならず、原被告間の衡平を害することにもなりかねない。

そこで、民事訴訟法は、原告に管轄選択権があることを前提としつつも、原告によって選択された裁判所での裁判が、訴訟を著しく遅滞せしめ、当事者間の衡平に反するような場合には、迅速な事件処理という公益的要請に応え、また、訴訟当事者間の衡平を実現すべく、移送制度（民訴法17条）を設けているのである〔15〕。

（3）移送要件 民訴法17条は、「訴訟の著しい遅滞を避け」、または「当事者間の衡平を図るため」必要があると認められるときには、移送ができるものと定めているが、「訴訟の著しい遅滞を避け」るためという要件にしても、「当事者間の衡平を図るため」という要件にしても、抽象的な要件設定となっている。もちろん、移送すべきかどうかの判断にあたり考慮すべき事情として、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情〔16〕が挙げられてはいるものの、実際に移送の認否を判断するにあたっては、個々の事案における両当事者の事情や本案審理の便宜などを総合的に考量して判断するしかないものと思われる。その際には、民訴法17条に対応する旧民訴法31条の適用に当たって判断基準とされた、証人の人数、係争物の検証・鑑定必要性、証拠提出の所在地、当事者双方の訴訟追行能力、原告の出頭の難易、債権者の住所変更、同種訴訟の係属、新幹線・自動車道による交通の便利なども参考とされようが〔17〕、民訴法17条は、旧民訴法31条が移送要件として「著しい損害」と定めていたところを、「当事者間の衡平を図るため」との表現に改めて移送要件を緩和していることから考えて、旧民訴法31条のもとでの移送よりもより緩やかなかたちで移送が認められるべきものと思われる〔18〕。

このように、民訴法17条の移送要件は、抽象的なものとして設定され、それぞれの事案に即した総合的な判断を要求するものとなっているが、これとは別に、移送を認めるべき場合として、「訴訟の著しい遅滞を避け」るためという公益的要請がある場合と、「当事者間の衡平を図る」ためという私益的な要請がある場合とを並列的に掲げていることから、両者の関係をいかに考えるべきかという問題がある。

「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」との規定振りからは、それぞれ独立したものとして、移送申立てを却下するには、いずれの要件をも満たさない場合であることが必要であるが、移送申立てを認容するためには、いずれか一方の要件が満たされさえすれば足りるとするものと思われる〔19〕。もちろん、「訴訟の著しい遅滞を避け」、「当事者間の衡平を図る」

る」ために移送する必要性を基礎づける具体的な事情はしばしば重なり合うために、移送決定における具体的な判断にあたっては、「訴訟の著しい遅滞を避け」、「当事者間の衡平を図る」必要性の双方を視野に入れながら総合的に考量されることも少なくはないであろう。さらに、一方の要件との関係だけではなお移送を認めるべきとの判断には至らないが、他方の要件との関係も併せ考えれば、移送を認めるに足りると判断されるべき場合もあろう[20]。

(4) 本決定における考慮事情 以下では、本決定が、移送する必要があるとの判断に至る過程で考慮した事情につき、便宜上、「訴訟の著しい遅滞を避け」るためとの観点からのものと、「当事者間の衡平を図るため」との観点からのものに分けて検討しておこう。

まず、原告が選択した東京地裁で訴訟を行うことが、著しい遅滞を生ぜしめるかにつき、本決定は、「本件の主たる争点は、被告人Bの保証責任の有無であると考えられる。そうすると、本案事件の審理に際しては、被告人Bの本人尋問のほか、その取扱支店であったC銀行奈良支店の担当者らの証人尋問が必要になる可能性が高いが、同被告人はもちろん、証人予定者も奈良市あるいはその周辺に住所を有すると考えられる。このようにみえてくると、本案事件の審理の便宜という面では、東京地方裁判所よりも奈良地方裁判所の方が優っていると認められる」と述べている。

ここで、注意すべきは、民訴法17条によれば、「訴訟の著しい遅滞を避け」るため必要があると認められる場合に移送が認められるという要件設定になっているのに、単に、「本案事件の審理の便宜という面では、東京地方裁判所よりも奈良地方裁判所の方が優っていると認められる」と述べ、比較衡量的な判断をなすにとどまっていることである。訴訟を提起された裁判所が、移送先の裁判所よりも審理の便宜において劣っているというだけでは、「訴訟の著しい遅滞を避け」るとの要件を充足するとはいえないように思われる。

本決定の意図するところは必ずしも明らかではないが、本決定が移送を認めた主たる理由は、次に検討するように、「当事者間の衡平を図る」ことにあり、審理の便宜についての言及は、当事者間の衡平を図るために移送することによって審理の進行に支障を来すものではなく、かえって移送したほうが審理の便宜にも適うといった程度のもので解することができよう。前述したように、両要件のいずれか一方の要件を満たせば、移送が可能であるとする、「訴訟の著しい遅滞を避け」るために移送すると、「当事者間の衡平を図」れなくなり、逆に、「当事者間の衡平を図るため」に移送すると、「訴訟の著しい遅滞」を生ぜしめるという、いわば要件間での抵触が生じた場合に如何に取り扱うべきかという問題に直面することになる。本決定が、要件間での抵触の問題につき如何なる立場に立つかは明らかではないが、少なくとも、本件においては、移送することにより要件間での抵触の問題は生じないことを明らかにする趣旨で、「本案事件の審理の便宜という面では、東京地方裁判所よりも奈良地方裁判所の方が優っていると認められる」との比較衡量的な判断を示したものと解することができよう。

次に、「当事者間の衡平を図るため」に、奈良地裁へ移送する必要があるとの判断を行うにあたって、本決定は、()銀行取引をする者にとっては、通常、その銀行の取引店舗あるいは本店を履行場所として考えるのが一般的で、新債権者たる相手方の住所地が債務の弁済場所とされ、このような義務履行地に基づいて管轄裁判所が決定されることは、予想外の事態であって、()管轄合意の趣旨にも反するものであり、()手形貸付けの原因債権と表裏一体の関係にある手形債権の行使の場合には、その債権は取立債権であり、その義務履行地が、債務者の営業所または住所ということになる(商法516条2項)点も考慮されなければならないことを理由に挙げている。

たしかに、債権が譲渡され、新債権者たる相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えが提起されるということは、被告人らにとっては、特に自己の住所地を管轄裁判所とする管轄合意がなされている本件では、銀行取引者の一般的期待なるものを持ち出すまでもなく、一般に予想外の事態であるものと思われる。しかも、裁判が奈良地裁ではなく、東京地裁で行われるということは、昨今交通の便がよくなったとはいえ、奈良に居住する被告人らにとっては、精神的物理的に遠隔の地での裁判であることは間違いなく、かつ現実的な問題として費用の増加も必至であると思われる。多大な不利益を受ける可能性がある。

もちろん、相手方としても、東京地裁ではなく、奈良地裁において訴訟追行をしなければならないとすれば、その負担は被告人らが東京地裁で訴訟追行をしなければならない場合に強いられる負担と同様の負担を強いられる可能性がある。しかし、管轄をめぐる争いは、本質的に、当事者双方の意向をともに汲み取ることができない状況で生じるものであり、多くの場合その負担を

いずれの当事者に負わせるのが衡平なのかという観点からの調整に委ねざるを得ない性質を有しているものである。当事者間の衡平の観点から本件を見てみれば、やはり、債権を譲り受けた相手方にその負担を負わせることにならざるを得ないものと思われる。原告人らにとっては、債権が譲渡され、しかも居住地である奈良から遠隔の地である東京で裁判を提起されることは予想外であったものと思われる。それに対して、相手方は、本件債権を譲り受けるかどうかの選択権があり、債権を譲り受けるにあたっては奈良で訴訟追行しなければならない可能性も予期すべきであったといえる。

それゆえ、本件においては、奈良地裁において裁判が行われることが、当事者間の衡平を図るために必要であると認められるし、しかも奈良地裁の方が審理の便宜にも適うものといえることから、移送を認めた本決定は妥当なものであったものと思われる。

なお、本決定は、本訴は、手形貸付の原因債権の譲渡に伴う履行請求であるが、それと表裏一体の関係にある手形債権の行使の場合には、手形債権は取立債権であり、その義務履行地が、債務者の営業所または住所ということになる（商法516条2項）ことも考慮されるべきであるという。しかし、債務者の営業所または住所が義務履行地とされることになるといえるのはあくまでも手形債権が行使された場合の問題であって、原因債権の履行請求訴訟についての移送の認否を判断する際に顧慮すべき事情といえるかについては疑問がくはない[21]。本決定も、この点を認識してか、なお書きで触れているにすぎず、あくまでも補完的な理由にとどまるものと解される。

6. おわりに

本件では、原告人らの住所地を管轄する奈良地裁を合意管轄裁判所とする管轄合意がなされていたところ、債権が相手方に譲渡され、相手方の住所地を管轄する東京地裁に訴えが提起されたことが移送をめぐる争いの発端となった。本件債権がどのような経緯で銀行から相手方に譲渡されたのかは明らかではないが、近時、資産流動化の一環として債権が大量に譲渡されることも珍しくはなく、今後も同様の問題が生じることは十分に予想されるところである。債権譲渡により義務履行地が変更されるものとの実体的規律をそのまま裁判管轄という手続的局面に持ち込むことは、債務者に容認し難い負担を強いることになりかねず、移送制度のなかで債権譲受人の利益にも配慮しつつ債務者の保護を図っていく必要があるものと思われる。

民訴法17条は、「当事者間の衡平を図るため」にも移送することができるものとして移送要件を緩やかなものとし、旧民訴法31条が、「著キ損害又ハ遅滞ヲ避クル為必要アリト認ムルトキ」でない限りは、移送ができないものとして、原告の管轄選択を過度なまでに尊重してきたことに終止符を打ち、被告に管轄選択における対等な地位の回復をもたらすべく、適切に運用されることが期待される。

しかし、現行民訴法17条のもとでも、抽象的な要件設定のゆえに、裁判所による裁量的な判断に委ねられてきた移送をめぐる審理や、それから生じる判断の不透明さという従来からの問題はそのまま引き継がれているといわざるを得ない。審理や判断の不透明性は、個々の事案毎で異なるファクターについて総合的に考慮して利害調整を図らねばならないという移送判断における制度的宿命ともいえるべきものであるが、審理や判断の不透明さを克服して、真の当事者間の衡平を実現していかなければならないことはいまでもない[22]。また、民訴法17条のもとでの問題として、「訴訟の著しい遅滞を避け」るために移送すると、「当事者間の衡平」を害することになり、逆に、「当事者間の衡平を図るため」移送すると、「訴訟の著しい遅滞」を生ぜしめるという、いわば要件間での抵触が生じた場合の取扱いなどについても十分な議論がなされているとはいえない。移送制度が、原被告間の管轄地をめぐる利害調整の道具として、適切に運用されることを確保するためにも、議論が深められることが期待される。

注

[1] 兼子一・新修民事訴訟法体系〔増訂版〕(酒井書店・昭40)83頁は、義務履行地の裁判籍は、原告となる債権者の住所地や営業所によって管轄が決まることになり、普通裁判籍を被告の住所地として認め、被告を保護する趣旨と矛盾するので、立法論としては問題があるという。これに対して、磯村哲編・注釈民法(12)(有斐閣・昭45)190頁〔北川善太郎執筆〕は、民訴法5条1号は、債権者保護の原理が強く前面に出ている民法の建前と一応対応する規定であるとは評している。

[2] 【1】大判大正7年2月12日民録24輯142頁、【2】大判大正12年2月26日民集2巻71頁。また、【3】大判大正9年3月13日民録26輯312頁も参照。

[3] 柚木馨＝高木多喜男・判例債権法総論〔補訂版〕(有斐閣・昭46)406頁。

〔4〕我妻栄・新訂債権総論（岩波書店・昭39）222頁、磯村・前掲注（1）185頁〔北川執筆〕、奥田昌道・債権総論〔増訂版〕（悠々社・平4）517頁、林良平（安永正昭補訂）＝石田喜久夫＝高木多喜男・債権総論〔第3版〕（青林書院・平8）235頁〔石田執筆〕など参照。

〔5〕【4】東京地判昭和47年4月11日判例時報692号59頁。

〔6〕なお、【5】大阪地決平成11年1月14日判例時報1699号99頁は、サラ金業者により合意管轄裁判所である大阪簡裁に提起された訴訟につき、消費貸借契約当時は兵庫県川西市に居住していたが、その後自らの意思で福岡市に転居した原告人からの福岡簡裁への移送申立てが認められた事案において、転居の事実が当事者間の衡平を図るために事件を移送すべきとの判断を妨げるものではないと述べているが、事案によっては考慮されるべき一要素となるであろう。

〔7〕なお、旧民訴法31条のもとでは、管轄合意が専属的合意管轄であると解釈された場合であっても、著しい遅滞を避ける公益上の要請がある場合には、当事者の合意によって排除できないとの理由から、旧民訴法31条による移送が可能であるとする制限的積極説が通説であり、裁判例も多数が制限的積極説の立場をとっていたことについては、さしあたり、新堂幸司＝小島武司編・注釈民事訴訟法（有斐閣・平3）289頁以下〔花村治郎執筆〕参照。裁判例及びその分析については、吉野正三郎＝齋藤哲「民事紛争における『裁判地』の決定をめぐる裁判例の研究」東海法学4号48頁以下（平元）、奈良次郎「専属的合意管轄は終焉か？（中）（下）」判例時報1500号196頁以下、1503号164頁以下（平6）、坂本倫城「管轄合意及び移送をめぐる実務及び立法上の諸問題」木川古稀・民事裁判の充実と促進（判例タイムズ社・平6）239頁以下など参照。

〔8〕兼子・前掲注（1）90頁、三ヶ月章・民事訴訟法（有斐閣・昭34）254頁ほか。なお、新堂幸司・新民事訴訟法〔第2版〕（弘文堂・平13）95頁、野村秀敏「管轄の合意」新版・民事訴訟法演習（1）（有斐閣・昭58）36頁も参照。また、裁判例としては、【6】東京高決昭和51年11月25日下民集27巻9～12号786頁、【7】札幌高決昭和62年7月7日判例タイムズ653号174頁など。なお、通説的見解によると、管轄合意が玉虫色なものとなる不都合があると指摘するものとして、池田辰夫「管轄合意の専属性と移送」中野古稀・判例民事訴訟法の理論（上）（有斐閣・平7）144頁以下参照。

〔9〕竹下守夫「判例批評」別冊ジュリスト・続民事訴訟法判例百選13頁（昭47）、奈良次郎「合意管轄（その2）」金融法務事情559号40頁（昭44）。なお、吉野正三郎「管轄をめぐる当事者自治とその限界」講座民事訴訟（弘文堂・昭60）81頁も参照。

〔10〕【8】札幌高決昭和45年4月20日下民集21巻3＝4号603頁、【9】大阪地決昭和53年11月24日判例タイムズ375号107。学説としては、徳田和幸「管轄の合意の要件と効力」ジュリスト増刊・民事訴訟法の争点59頁（昭54）、高島義郎「管轄合意をめぐる問題点」新・実務民事訴訟講座1（日本評論社・昭56）232頁。しかし、このような手法では、専属管轄を明示する約款や定型契約書が普及すれば一般契約者を保護することができなくなり、一時しのぎの救済策とならざるを得ない限界を有していることについては、上原敏夫「判例批評」別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選〔新法対応補正版〕63頁（平10）参照。

〔11〕竹下守夫ほか・ジュリスト増刊・研究会新民事訴訟法 立法・解釈・運用（平11）38頁以下〔竹下発言〕（平11）、満田明彦「合意管轄及び応訴管轄」新民事訴訟法大系（1）（青林書院・平9）142頁など参照。

〔12〕法務省民事局参事官室編・一問一答民事訴訟法（商事法務研究会・平8）47頁以下、満田・前掲注（11）143頁、池田辰夫「管轄と移送」講座新民事訴訟法（弘文堂・平10）95頁。また、細野敦「管轄」新民事訴訟法の理論と実務（上）（ぎょうせい・平9）133頁は、民訴法20条は、合意管轄に附加的合意管轄としての効力しか認めないものであるという。

〔13〕この点に関しては、竹下ほか・前掲注（11）38頁以下の伊藤眞発言及び竹下発言を参照。

〔14〕【10】大阪地決昭和55年7月15日判例タイムズ421号121頁、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法（日本評論社・平14）162頁、伊藤眞・民事訴訟法〔補訂第2版〕（有斐閣・平14）53頁、満田・前掲注（11）137頁以下など参照。

〔15〕川嶋四郎「判例評釈」判例タイムズ700号51頁（平元）は、移送制度は、「両当事者の公平の確保を旨とし、究極的には両当事者が（相手方との相関的考慮から）最適な法廷地で裁判を受けられるための調整原理」であるという。

〔16〕法務省民事局参事官室編・前掲注（12）43頁によると、「その他の事情」として、当事者の身体的な事情、訴訟代理人の有無及びその事務所の所在地、当事者双方の経済力等が挙げられている。

〔17〕新堂＝小島編・前掲注（7）288頁〔花村執筆〕参照。なお、山下孝之「訴訟の移送」新民事訴訟法大系（1）（青林書院・平9）152頁は、訴訟の種類・内容によっては、移送先の裁判所に専門部があることも、移送を積極的に解するファクターとなり得るという。

〔18〕なお、衡平の判断は、当事者双方の事情を十分に踏まえたうえで行われる必要があるこ

とから、民訴規則 8 条 1 項は、民訴法 17 条の移送の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方の意見を聴取したうえで決定を下すべきものとしている。最高裁判所事務総局民事局監修・条解民事訴訟規則（司法協会・平 9）21 頁参照。

〔19〕西口元「裁量移送をめぐる裁判例概観」判例タイムズ 1084 号 20 頁（平 14）。これに対して、細野・前掲注（12）135 頁は、民訴法 17 条においては、「訴訟の著しい遅滞を避けるため」と「当事者間の衡平を図るため」との要件が並列的に掲げられているものの、旧民訴法 31 条のもとでは「著き損害又ハ遅滞ヲ避クル為必要アリト認ムルトキ」との要件について、私益的な見地と公益的な見地を総合的に比較考量して判断すべきであると解釈されてきたのであり、従来の解釈同様、両要件を総合的に比較考量して判断することになるという。

〔20〕平成 10 年に現行民事訴訟法が施行されてから、これまでに、民訴法 17 条に基づく移送につき、裁判所が判断を下した事例のうち公表されたものは 14 件と必ずしも多いとはいえない。決定例の微妙な判断や言い回しのために正確性を期し得ないかもしれないが、両移送要件に關して決定例によって示されたところをあえて分類してみると以下ようになる。

移送を認めるにあたって、「訴訟の著しい遅滞を避け」ることのみを理由とした決定は、【11】東京地決平成 10 年 4 月 24 日判例タイムズ 979 号 237 頁、【12】東京高決平成 10 年 10 月 19 日判例タイムズ 1039 号 268 頁、【13】東京地決平成 10 年 12 月 15 日判例タイムズ 991 号 277 頁の 3 件（うち 2 件（【11】【13】）は、「当事者間の衡平」について言及しているが、移送しても当事者間の衡平を損なうものではないと述べるにとどまっております、移送の積極的な理由としていないので、この範疇に入れた）である。

移送を認めるにあたって、「当事者間の衡平を図る」ことのみを理由とした決定は、【14】大阪高決平成 10 年 8 月 10 日金融・商事判例 1058 号 24 頁、【5】大阪地決平成 11 年 1 月 14 日判例時報 1699 号 99 頁、【15】東京地決平成 11 年 4 月 1 日判例タイムズ 1019 号 294 頁、【16】東京高決平成 12 年 10 月 18 日金融・商事判例 1147 号 28 頁の 4 件である。

移送を認めるにあたって、「訴訟の著しい遅滞を避け」「当事者間の衡平を図る」ことの双方を理由とした決定は、【17】横浜地決平成 10 年 7 月 17 日判例タイムズ 1041 号 288 頁、【18】東京地決平成 11 年 3 月 17 日判例タイムズ 1019 号 294 頁、【19】大阪地決平成 13 年 4 月 5 日判例タイムズ 1092 号 294 頁の 3 件となっている。

残りの 4 件は移送申立てを却下するものであるが、【20】大阪高決平成 10 年 11 月 11 日金融・商事判例 1065 号 49 頁、【21】東京地決平成 11 年 12 月 21 日判例タイムズ 1038 号 288 頁、【22】東京高決平成 12 年 3 月 17 日金融法務事情 1587 号 69 頁、【23】東京地決平成 14 年 10 月 7 日金融・商事判例 1156 号 35 頁のいずれもが、遅滞が生じることもなく、当事者間の衡平を図る必要もないとの判断を下し消極に解している。

なお、事件内容との関連での内訳（括弧内は移送認容件数）を示せば、サラ金・クレジット関連訴訟が 6 件（5 件）とやはり多いが、医療過誤訴訟は意外にも 3 件（2 件）あり、その他は、不法行為訴訟（株式売却関連・協調支援関係破棄関連）2 件（1 件）、土地を巡る訴訟 1 件（1 件）、不正競争防止法関連訴訟 1 件（1 件）、債務不履行訴訟（機械製作販売関連）1 件（0 件）となっている。

〔21〕手形貸付の場合、銀行は、債務者に対して、消費貸借契約（民法 587 条）に基づく貸金債権を取得するとともに、手形債権も取得することになるが、貸金債権が行使されるのが通常であるといわれている（鈴木竹雄編・手形貸付（有斐閣・昭 38）19 頁以下、西尾信一編・金融取引法（法律文化社・平 13）98 頁以下〔藤瀬裕司執筆〕など参照）。そうすると、手形債権が行使され、債務者の営業所または住所が義務履行地となることに対する債務者の期待はそれほど強いものとはいえないであろう。

〔22〕移送のための審理や判断の不透明さを克服するための一つの試みとして、安西明子「当事者間の衡平を図るための移送」判例タイムズ 1084 号 8 頁以下（平 14）参照。

（平成 15 年 8 月 25 日）

著者：明治学院大学教授 原 強